

令和4年3月31日
許可第4-6号

許 可 証

住 所 野付郡別海町別海14番地の1

氏 名 株式会社アシスト
代表取締役 武田 篤

令和4年3月18日申請のあった一般廃棄物処理業（処分の業）の許可については、下記条件をつけて許可する。

別海町長 曾根 興



記

- 1 許可の期間
令和4年4月28日から
令和6年4月27日まで
- 2 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- 3 その他
 - (1) 施設の種類 中間処理施設
 - (2) 施設の場所 別海14番地の1
 - (3) 処分対象廃棄物 剪定木・流木・風倒木等の木くず、絨毯、寝具類、畳、ブルーシート、浚渫工事に伴う一般廃棄物、海岸漂着物、行政が排出するプラスチック類・ゴム類及び金属類、事業系一般廃棄物の機密書類、建築物の解体に伴う廃棄物、建築物以外の工作物の解体に伴う廃棄物、事業活動に伴い発生した海藻類、石類及び土砂、混合廃棄物、繊維類
 - (4) 遵守事項
 - ア 関連する法令を遵守すること
 - イ 処理施設等は、清潔の保持に努め、衛生的に管理すること
 - ウ 処分廃棄物が飛散、流出しないよう十分注意すること
 - エ 従業員が許可条件に違反しないよう常に指導監督すること
 - オ 一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第15項の規定による帳簿を備えること
 - カ 申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の申請を行うこと